

〔研究ノート〕

スポーツから考える法教育 ——スポーツのルールに着目して

宮島 繁成 (みやじま・しげなり)
弁護士・近畿大学法学部非常勤講師

I はじめに

1 子どもに身近なスポーツ

2019年のラグビー・ワールドカップ開催、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、スポーツを巡る環境は大きく変化しつつある。

スポーツがマスコミで報道されない日はなく、テレビではスポーツ中継は軒並み高視聴率をあげ、アスリートは芸能人のようにさまざまな番組に出演している。

子どもたちにとっても、スポーツは極めて身近な存在である。体育の授業、昼休み、部活動、クラブチームなど、スポーツをしない日はほとんどないといってもよい。中には一日中スポーツをしている子どももいる。

このように国民に広く親しまれ、子どもたちの日常生活に深く関わっていることから、工夫次第で法教育の素材として大きな可能性を秘めていると考えられる。

2 スポーツと法の関わり

2011年6月のスポーツ基本法制定、2015年10月のスポーツ庁設置を契機に、スポーツと法との関わり方についての研究・実践が進められている。スポーツ契約、肖像権、ドーピング、競技団体による選手選考・移籍・処分、スポーツ事故、体罰等がスポーツ法の研究領域となっている。

これらの問題も法教育の素材として取り上げることが可能である。たとえば、代表選手の選考は、オリンピックや世界選手権のたび

に大きく取り上げられている。スポーツ仲裁でもこれまで多くの裁定例があり、競技団体の選考結果を取り消した例もある。子どもたちにとっても遠い世界の問題ではない。部活動や少年スポーツチームでも、誰をどのような手続きで選ぶのか、不服があるときはどうすればいいのか等、身近な問題となっている。

ただし、上に挙げた問題は、スポーツ活動に伴って生じる法律問題ではあるが、スポーツ特有の法律問題ではない。代表選考の問題は、スポーツ以外の場でも起こりうるし、スポーツ事故は、法的には交通事故や労災事故と同じく民法の不法行為ないし契約責任の問題である。

本稿は、スポーツ活動に伴って生じる法律問題ではなく、スポーツの本質に関わる問題、すなわちスポーツのルールに目を向けて、ルールの中の法的な価値について法教育の可能性を論じるものである。

II スポーツのルールとは

1 スポーツとして行われることの意味

スポーツは、趣味やレクリエーションの一つとして国民に広く親しまれている。しかし、音楽や読書、映画鑑賞と大きく違うのは有形力を行使することである。このため、スポーツは常に危険を内在している。

ボクシングは顔面を殴り、ラグビーは足をつかんで倒す、柔道は身体を投げ飛ばす。同じことを街中で行えばまちがいなく逮捕され、傷害罪、暴行罪、逮捕・監禁罪に問わ

れ、あるいは損害賠償を請求される。

学校でも同じである。同級生を目がけて物を思い切り投げつける行為が、教室と校庭で違う扱いになるのはなぜなのか。ボールを人に強く当てると賞賛され、同じ行為を教室で行うと叱られる。「ドッジボールだから許され、讚えられる」のはなぜなのか。これは、あたりまえのように見えながら、スポーツの本質ないし違法概念を理解するうえで欠かさない問題である。

理由は、スポーツとして行われているから、すなわち互いにスポーツのルールを守り、ルールの中で行われているからにほかならない。ルールがあることでスポーツは法的に保護されている。

このことは、法律上は、正当行為、被害者の同意、危険受忍の概念で説明される。医師が患者の身体にメスを入れるのと同じ（正当行為）、怪我をするかもしれないことをあらかじめ承諾している（被害者の承諾）、スポーツはもともと危険である（危険の受忍）という考え方である。

裁判所も同じように考えている。小学校のPTAによる9人制バレーボールの試合中、前衛の選手がスパイクの後、相手コートに転倒して、相手チームの前衛の選手の右膝に衝突し、右膝関節捻挫、右膝関節十字靭帯損傷を負わせた事件において、スポーツのルールに即してプレーしていたときは違法ではないと判断している¹⁾。

この問題は、違法という概念を考えさせる素材になる。すなわち、社会には、一見悪いことをしているように見えても実質的にはそうでない場合がありうること、逆に一見悪いことをしていないように見えても実質的には悪いことをしている場合がありうるということである。

2 ルールの意味と作用

(1) ルールの二つの意味

(ア) 法教育で用いる場合、スポーツのルールの法的な意味をあらかじめ整理しておく必要がある。「ルール」という言葉にひきづられ

てか、法規範のように扱ったり、ルール作りの授業で用いることがあるためである。

(イ) スポーツをするときは、誰もが互いにルールに拘束されることを事前に合意し、試合がはじまった後は、合意したルールに拘束され、違反すると反則として不利益を受ける。

このように、スポーツでは、ルールというあらかじめ合意した取り決めの中で戦いながら、実際には試合という共同作業を行っている。私的自治によって、自らを拘束する規範を形成し、これに基づいて互いに履行する場であるから、契約関係と同じである。

この帰結として、ルールは参加者が納得すれば自由に変更してさしつかえない。三角ベースで野球をしても、スクラムを押さないラグビーをしても、サッカーの試合時間を前後半10分ずつにしても、まったく自由である。そして、あらかじめ決めなかった部分は、そのスポーツの一般的なルール、すなわち「公認野球規則」や「サッカー競技規則」など、競技団体が作った公式のルールに従うという暗黙の了解がある。これは、一般社会において、契約でとくに決めなかったことは民法や商法等の法律が適用されるのと同様である。

(ウ) 一方、競技団体が主催する公式戦は、野球規則やサッカー競技規則等、競技団体が制定した公式の競技規則が適用される。各チーム及びプレーヤーは、競技団体に加盟した者の団体法上の義務として、これに拘束される²⁾。就業規則、定款、マンションの管理規約等と同じである。

プレーヤーの意識からすると違和感を覚えるかもしれない。グラウンドでボールを蹴っている子どもたちは、ルールに従っているという意識はあっても、団体法上の義務を課せられてプレーしているという実感はない。しかし、競技団体に加盟する者として公式試合に出場している以上は、実際にはそのような規制を受けている。

これは、競技団体の多くが定款や規約の中で競技規則を制定でき、構成員がこれに従わ

なければならないことを定めているためである。たとえば、ワールドラグビー(ラグビーの国際統括団体)の定款3(b)は、「ボードの目的及び機能」として「定款、規定、及び、競技規則の作成、解釈」を挙げている。また、公益財団法人日本バレーボール協会定款第4条1項(10)は、「この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。」として「バレーボール競技規則に関すること」としている³⁾。

この意味のルールは、契約としてのルールと異なり、当事者が合意したからといって勝手に変更することはできない。高校野球の甲子園大会は、両チームが合意したからといって9イニングを7イニングに変更できないのである。

(エ) 以上のとおり、スポーツのルールには二つの意味がある。一つは、練習試合や草野球、休み時間のドッチボール等、実際にスポーツをするときに用いられるルールであり、これは契約である。この意味のルールは、法教育では契約の授業に関連して教えることができる。たとえば、野球をしようとするときに、ツーアウトチェンジにしてもかまわないか、途中から変更してもかまわないか等、契約の私的自治の機能と拘束力を理解させる題材となる。

ルールのもう一つの意味は、野球規則やサッカー競技規則等、競技団体が作った競技規則としてのルールであり、競技団体が開催する公式試合で用いられる。この意味のルールは、就業規則や定款等と同じ団体法上の法規範である。

(2) 競技規則の根底にある根本的な価値ないし規範

ルール(競技規則)は、スポーツの数だけ存在する。野球は9人、サッカーは手を使わない、バスケットボールはボールを持って3歩以上歩かない等、スポーツごとに基本的なデザインを持っている⁴⁾。そのほか、観ておもしろいものにする、試合時間を短縮する等の政策目的のルール(ないしルール改正)も存在する。

しかしながら、いかなるスポーツにおいても、スポーツであるがゆえに根底に持っている共通の根本的な価値ないし規範がある。スポーツマンシップとフェアプレー、危険なプレーの禁止、平等、審判の権威、信義則等である。これらの規範は一般社会に応用することができるので、法教育で扱うのに適していると考えられる。

Ⅲ以下において、それぞれ説明する。

Ⅲ 法教育の視点から見たルールの根本的な価値ないし規範

1 スポーツマンシップとフェアプレー

(1) スポーツマンシップの誕生と変遷

スポーツマンシップ(sportsmanship)は、相手を敬い讃える日本古来の美意識や武道の精神と共通するものがあり、わが国でもスポーツマンに求められる態度として広く定着している。19世紀末から20世紀初頭にかけて、英国のパブリックスクールを中心にアスレティズムが発展する中で、倫理的意味が色濃く反映されていった⁵⁾。当時のスポーツマンシップは今のものと趣を異にしている。勝利は胡散臭いもので、強いプレイヤーが弱い相手に勝つチャンスを与えるのは当然のこととされていた⁶⁾。1920年代までハンデ戦は国際的なテニスの大会でも広く採用されていた。

20世紀に入って、スポーツは、行う対象から、観て楽しむ対象、賭けごとの対象になっていった。さらにスポーツの商業化が進むにつれて、スポーツマンにふさわしい態度は、「勝利に対する奥ゆかしさ」から、真剣に勝利を目指すことに重点が移っていった。もっとも、これはスポーツが競技として行われる以上は当然のことといえる。勝利を目指さない競技スポーツは概念矛盾だからである。

現在、スポーツマンシップは、おおむね以下のような複数の意味を持っている。フェアプレー(「紳士的な振る舞い」「公正な奮闘」「正々堂々」とも表現される)と、真剣に試合に望

み、勝利を追求する態度である。そのほか、競技外における人格の態度、たとえば、相手の尊重、謙虚な振る舞い、礼儀正しさ、冷静さ、敗者へのいたわり等もスポーツマンシップの一つとして説明されることもある⁷⁾。競技団体の憲章や競技規則にも明記されている^{8) 9)}。

(2) 法教育の実施にあたって

以上のようなスポーツマンシップ、とくにフェアプレーは、子どもたちが公正（フェア）について考える上で身近でわかりやすい素材となり得る。ただし、授業においては、個人の倫理観の議論で終わらないよう、以下の二つの視点を提示するとわかりやすい。

(a) 他の価値との衝突・葛藤

現実の社会では、フェアの要請は他の重要な価値との間でしばしば深刻な緊張関係を生じる。たとえば、企業は利益を上げることが究極の目的であり最高の価値である。しかし、儲けるためなら何をしてもいいのか、企業も社会的存在としてフェアが求められるのではないか。営利とフェアという二つの価値は両立できるのか。フェアトレードは適例であるし、人件費削減や労働強化がフェアの観点からどこまで許されるのかはブラック企業の問題そのものである。そのほか、出世とフェア、効率とフェア等、様々な場面での葛藤がある。

スポーツにおいては、前述の通り、勝利を全力で追求しなければならないという重要な価値がある。この二つのどちらを優先させるか、あるいはどうやって両立させるか、プレーヤー及び指導者はときに深刻な葛藤に直面する。

実際には次のような場面で問題となる。

勝つために相手の弱点を攻めるのはスポーツでは当然のことである。ところが、相手の怪我を攻めない態度がフェアと評価されることがある。

1984年のロサンゼルスオリンピックの柔道無差別級決勝戦で山下泰裕選手はエジプトのラシュワン選手を横四方固めで破って優勝した。この試合で、ラシュワン選手は山下泰

裕選手の傷めた右足を攻撃しなかった。これを理由に、後日ユネスコのフェアプレー賞を受賞している。当時の世論もラシュワンを支持する意見が多数であった。しかし、弱点を攻めないのは勝利の追求を放棄するものであり、むしろアンフェアであるという意見も見られる¹⁰⁾。サッカーでは、怪我をしたゴールキーパーを見て、シュートをせずにボールを手でつかんで試合を止めたことについて、FIFAのフェアプレー賞を送られたケースがある¹¹⁾。

逆に勝つ目的に傾きすぎではないか問われることがある。

実際に、スポーツの世界では、審判にわからないように反則をすることは大事なスキルであるという考えが存在する。とくにプロの世界ではそのように語るプレーヤーや指導者も少なくない¹²⁾。

サッカーでは、相手プレーヤーの足を引っかけると反則となり、相手チームに直接フリーキック（ペナルティエリアであればペナルティキック）が与えられる。プロの試合では、この反則を得るため、足が当たっていないのに、当たったように見せかけて審判を欺く行為がしばしば見られる（シミュレーション）^{13) 14)}。

別の意味で勝利の追求が話題になったケースがある。1998年の夏の高校野球青森県大会で、東奥義塾高校が深浦高校を相手に122対0で勝利した。また、アメリカ大リーグでは、大量リードしたチームが試合終盤に盗塁することはマナー違反とされている（「アンリトン（暗黙の）ルール」）¹⁵⁾。これについては、むしろ、大量得点したからといって手を抜く方が相手に失礼ではないかという意見も多い。

このように、フェアと勝利の追求という二つの重要な価値をどのように両立させるのかは、常にスポーツが直面している問題である。同様に、フェアと他の価値が衝突するジレンマは一般社会も同じであるから、スポーツを通じて、子どもたちに考えてもらいたいテーマの一つといえる。

(a) ルールを守ることとフェアの関係

スポーツである以上、ルールを守るとは当然である。しかし、ルールを守っても、フェアではないと言われることがある。実社会でも「法に触れなくてもやってはいけないことがあるのではないか」「法律に違反しなければ何をしてもいいのか」と問題提起されることがある。

1992年の夏の甲子園大会2回戦の星陵高校と明德義塾高校の試合で、明德義塾高校は、星陵高校の松井秀喜選手に対して5打席連続で敬遠した。試合は明德義塾高校が3対2で勝利している。このシーンは、当時、国民に大きな議論を巻き起こした。明德義塾高校の対応を支持する立場と反対する立場で世論はほぼ二つに分かれた¹⁶⁾。支持する立場は、敬遠はルール違反ではない、勝利のための作戦の一つであるというもの、非難する立場は、勝利至上主義、高校野球の教育的効果に沿わないというものであった。

野球規則によると敬遠を繰り返すことはルール違反ではない。まさに、ルールに違反していなくとも許されない場合がありうると意識されたのである。また、そうだとするとルール以外にも守るべき規範が存在することになるが、それはいったい何なのかが問題となる。

このような葛藤は一般社会でもよく見られるところであり、法教育でも活用可能である。

2 危険なプレーの禁止

(1) ルールによる危険の防止

スポーツは、身体を激しく動かすため、常に怪我のリスクを内在している。これは格闘技はもちろん、球技や陸上等スポーツの種類に関わらない。このため、どのスポーツも、競技規則の中で、危険の防止については細心の注意を払っている^{17) 18)}。昨今は、脳震盪のチェックや事後的措置について厳しい基準が設けられている。

その一方、どの程度の危険まで許すかについては、競技団体の政策が色濃く反映されて

いる。現在、競技団体は、限られた競技人口、限られたスポーツ観戦人口の中で、できるだけ多くを取り込もうと激しく競争している。観る立場からすると危険な方がおもしろい、しかし、子どもや保護者にとっては安全な方が取り組みやすい。そのジレンマの中で線引きを図っている状況である。

たとえば、ラグビーは、危険なスポーツというイメージを払拭して競技人口を増やしたいという目的から、国際ラグビー評議会（現在はワールドラグビー）は、1996年からジュディシャルサイティングシステムを導入して危険なプレーの撲滅を進めている¹⁹⁾。

(2) 法教育の実施にあたって

このように、危険なプレーの禁止は、競技者の安全を図るための不可欠の規範ではあるものの、競技団体の政策に深く関わっているため、ある程度の学年にならなければ法教育の題材として使うのは難しいと思われる。

3 スポーツにおける平等

(1) 機会の平等と条件の平等

スポーツは、誰もが努力次第で優勝するチャンスがあるという意味で機会の平等（形式的平等）を保障している。

しかし、スポーツの世界は実際には平等ではない。専用グラウンドや専用トレーニング施設を持つ学校もあれば、ボール一つ買うのも大変な学校もある。有名な指導者に教えてもらえるアスリートもあれば、そうでないアスリートもある。高地トレーニングや酸素カプセルなど、特別なトレーニングや体力回復装置を使えるチームもある。そもそも、スポーツの能力は、身体の大きさや遺伝的な体質に左右される。多くの競技では身体が大きい方が有利である。生まれつき疲れにくい体質のアスリートもいる²⁰⁾。

これらの差異が無視できないほどの大きな要素を占める場合は、競技によって一定の配慮を示すことがある。配慮される差異としては、性別、体格、障害、年齢等がある。これは条件の平等（実質的平等）を実現するものと言える。

たとえば、男女の競技を分けること²¹⁾、男女のルールを別にすること²²⁾、ボクシングや柔道、レスリングのように体重によってクラスを分けること、ジュニア大会の実施、障害がある人となない人の競技を分けること、障害者競技での障害によるクラス分け等である。

また、スポーツには運・不運がつきものである。この影響を無視できないものとする競技は、点数を調整して平等を図ることがある²³⁾。これは積極的平等（アファーマティブ・アクション）を企図しているものといえる。

平等はドーピングとも関係する。ドーピングは、副作用の弊害が禁止の理由に挙げられることが多いが、最も根本的な理由は平等の徹底である²⁴⁾。

(2) 法教育の実施にあたって

なぜ男女別に競技をするのか、なぜボクシングは体重で分けるのにラグビーは分けないのか、なぜドーピングは許されないのか等の課題は、子どもにとって身近なテーマでありながら、平等の本質を理解することに役立つので、法教育の中で活用するのに適していると考えられる。

4 審判の権威

(1) 審判とレフリー

スポーツにおいては、中立的な判定者ないし試合の進行役として、審判もしくはレフリーが存在する。野球、テニス、卓球等は審判、サッカー、ラグビー、バスケット、ボクシング等はレフリーと呼ばれている²⁵⁾。なお、以下では審判とレフリーを特に区別せず、合わせて「審判」と表記する。

スポーツでは審判の権威は絶対であって、許されるのは説明を求めるまで、抗議や暴言はレッドカードや退場処分という最も重い反則になる。また、審判の判定は試合が終わった後は覆すことはできず、スポーツ仲裁も審判の判定だけは一切関与できない²⁶⁾。

審判の権威の根拠は、公式戦の場合は、競技団体に加盟する者としての団体法上の義務

である。それ以外の場合は、当事者が第三者に判断を委ねる仲裁合意に類似している²⁷⁾。

(2) 法教育の実施にあたって

審判は役割が明確で、裁判官のイメージとも重なるので、子どもにとってもわかりやすい存在である。子どものスポーツでは、頼まれて自分が審判になることもある。

たとえば、審判がいない場合はどうするか。現実には、休み時間のドッジボール等子どもたちのスポーツのほとんどは審判がいない。その場合は、ゴルフのように自己申告に委ねたり、トラブルが発生する都度、各チームやプレーヤーが話し合って私法的に解決することになる²⁸⁾。

そもそもなぜ審判が必要なのか。勝敗、得点、反則等を明確にするため（とくにプロスポーツやギャンブルの対象となるスポーツの場合）、競技を円滑に進行させるため、参加者の公平のため（無理を言う人が優先されないように）と考えられる。

審判の判定に不公平感を持つことがある。同じプレーに対して、一方を反則と扱い、一方を反則と扱わないのは公平ではない。ただ、審判もあらゆるプレーを認識できるわけではなく、不公平が生じることもある。

審判は判定を変えることができるかという問題もある。競技によって、判定の取消しや変更を認めるものがある²⁹⁾。

5 ルールにおける信義則

(1) アドバンテージ・ルール

社会共同生活において、権利の行使や義務の履行は、互いに相手の信頼や期待を裏切らないように誠実に行わなければならないとする法理を信義誠実の原則（信義則）という。私法の基本理念であり、我が国では民法第1条に規定されている。この原則から禁反言の法理やクリーンハンズの原則が導かれる。

スポーツの世界には、アドバンテージ・ルールというものがある。審判は、競技中に反則があっても、その結果相手側が利益（アドバンテージ）を得る可能性のある場合には、その反則に対して直ちには笛を吹かないとい

うものである。サッカー、ラグビー、バスケットボール、ハンドボール、アイスホッケー等、チーム球技で広く採用されている考え方である。野球でも、反則があった場合、反則していない側が有利な結果を選択できるルールがある³⁰⁾。

これらは、不正を行った者は不正を行ったことによって利益を受けないという考え方を適用したものであり、信義則の理念と共通している。

(2) 「フェアなファウル」

もっとも、その一方で、「フェアなファウル」ともいうべき概念があるのもスポーツの世界の特徴である。

ハンドボールのディフェンスファウルやバスケットボールのファウルプレー等がこれにあたる。サッカーでは、ゴールキーパー以外のプレーヤーが故意に手を使ってゴールを防ぐ反則行為がときどき話題になる（「いわゆる神の手」）。大きな大会では反則がファンに賞賛されることすらある³¹⁾。結局のところ、ファウルしたことによって失う損失とファウルしたことによって得られる利益のバランスが悪い場合に起こるものである。

対応は競技によって異なる。ラグビーは、故意の反則は、プレーヤーへの処分だけでなく、反則がなければトライできたことみなされる場合はトライを認めるルールがある³²⁾。

(3) 法教育の実施にあたって

法教育として取り上げるには少し難しいテーマではあるが、「神の手」のシーンは、YouTube等の動画サイトで簡単に見ることができ、故意に法に触れる行為を行って利益を得る行為をどう評価し、どう防ぐかを考えさせる興味深い題材になりうる。

は違法性を阻却する」[「スポーツが許容された行動範囲で行われる限り、スポーツの特殊性（自他共に多少の危険が伴うこと等。）から離れて過失の有無を論ずるのは適切でない。』（東京地判昭和45年2月27日・判時594号77頁）。

- 2) 森浩寿「スポーツ・ルールの法的根拠」『体育の科学』59巻1月号17頁。
- 3) そのほか、プロ野球について社団法人日本野球機構定款第4条第1項(3)、陸上競技について公益財団法人日本陸上競技連盟定款第4条1項(8)。
- 4) 構成的ルール（framework rules, constitutive rules）といわれる。
- 5) 阿部生雄『近代スポーツマンシップの誕生と成長』12頁（筑波大学出版会2009年）。
- 6) ハンス・レンク＝グンター・A・ビルツ『フェアネスの裏と表』61頁（不昧堂出版2000年）。
- 7) 日常用語としては「正々堂々と公明に勝負を争う、スポーツマンにふさわしい態度」（『広辞苑（第六版）岩波書店』）と説明されている。
- 8) 「スポーツ精神とは、自らスポーツを行うことに意義と価値を認め、常に品位と名誉を重んじ、スポーツの競技規則、スポーツマンシップやフェアプレーなどのスポーツ規範に基づき、生涯を通じて自己の能力・適正等に応じて、主体的かつ継続的にスポーツの楽しさや喜びを味わうことである。」（公益財団法人日本体育協会スポーツ憲章第2条）、「学生野球は、友情、連帯そしてフェアプレーの精神を理念とする」（日本学生野球憲章第2条②）、「すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づきスポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯そしてフェアプレーの精神に基づく相互理解が求められる」（オリンピック憲章／オリンピックの根本原則）。
- 9) 「競技参加者は、主・副審に対してだけでなく、他の役員、相手チーム、チーム・メイトおよび観衆に対してもフェア・プレーの精神で、礼儀正しく行動しなければならない。」（バレーボール6人制競技規則第20条第2項）
- 10) 柔道の谷亮子選手は、「相手の怪我しているところを攻めてあげるのが相手に対する優しさです」と語ったとされている（川谷茂樹『スポーツ倫理学講義』40頁（ナカニシヤ出版2005年））。
- 11) イタリアのパオロ・ディ・カーニオ選手の例。「ウエストハム・ユナイテッドに所属していた2001年、彼はFIFAフェアプレー大賞を受賞する。エヴァートンとの対戦で彼がとった行動が評価されたのである。このとき、彼はクロス

1) 「一般にスポーツの競技中に生じた加害行為については、それがそのスポーツのルールに著しく反することがなく、かつ通常予測され許容された動作に起因するものであるときは、そのスポーツの競技に参加した者全員がその危険を予め受忍し加害行為を承諾しているものと解するのが相当であり、このような場合加害者の行為

- ボールから得点する絶好の機会を自ら放棄した。膝をひねって傷めた相手ゴールキーパーが倒れていたからだ。イタリア人は入れられたクロスボールを手でキャッチし、キーパーが手当を受けるのを待った。これは良いことか、悪いことか？」(マイク・ローボトム『なぜスポーツ選手は不正に手を染めるのか』310頁(エクスマレッジ2014年))
- 12) サッカーの元ナショナルプレイヤー、パラ・ブライトナーは次のように述べたとされている。「青少年にファウルを体系的に教えることを断固支持している。すなわち、ファウルなくして、結果指向のサッカーをすることはできない。人はファウルしなければならないどころか、それが『でき』なければならない」(前掲注6)『フェアネスの裏と表』29頁)。
- 13) 現在、シミュレーションはルール上禁止されている(サッカー競技規則第12条)。
- 14) 「幻のイエローカード～フェアとはなにか～」(法むる一むネット『法むる一む』88頁(清水書院2016年))は、サッカーのシミュレーションを題材にフェア(公正)を考えさせる教材である。
- 15) 朝日新聞朝刊2016年9月5日「全力プレーはマナー違反?」。
- 16) 生徒や学生に意見を尋ねると、運動部に在籍する者、とくに野球経験者は是とする傾向が強い。スポーツにはするスポーツと見るスポーツがあり、どちらの立場に立つかで意見が異なる。
- 17) 日本陸上競技連盟競技規則185条は、走り幅跳びにおいて「助走あるいは跳躍動作中に宙返りのようなフォームを使った時」を無効試技としている。1970年ごろ、「宙返り跳び」が有利な跳躍方法であると注目されたこともあったが、1974年、国際陸上競技連盟は「選手の健康にとって有害である」という理由でこれを禁止した。
- 18) 「(e) 危険なタックル: いずれのプレーヤーも、相手側プレーヤーに早すぎるタックル、遅すぎるタックル、または危険なタックルをしてはならない。(以下略) (g) 危険なチャージ: いずれのプレーヤーも、ボールを持っている相手側プレーヤーをつかもうとしないで、チャージしたり突き倒したりしてはならない。」(ラグビー競技規則10.4)
「フィールド上のプレーヤーは、スティックを持っていなければならない。また、危険なスティックの用い方をしてはならない。プレーヤーは、他のプレーヤーの頭上にスティックを振りかざしてはならない。」(ホッケー競技規則9.2)
- 「投手は次のことを禁じられる。(d) 打者を狙って投球すること。」(野球規則8.02〔2015年版〕)
- 19) レッドカードに相当する危険なプレーがあった場合、レフリーの判定とは別の立場から専門委員会が処分を行う制度。日本への導入の経緯については光明宏之「国際ラグビーボード(IRB)における懲罰裁定システム」国際商事法務・37巻・1504頁。
- 20) 1993年、フィンランドの元クロスカントリースキー世界チャンピオンのヘモグロビン濃度は通常より高値であったことが判明した。原因はEPO受容体遺伝子の変異に由来する家族性多血症であった。赤血球が多ければ酸素をたくさん運搬することができるため、この変異は彼の持久的能力を向上させる大きな因子の一つになったと考えられている。(太田暁美「スポーツ医科学最前線第7回運動能力と遺伝」http://www.jpnsport.go.jp/jiss/column/saizensen/saizensen_07/tabid/449/Default.aspx)
- 21) 男女を分けない競技として、馬術、競馬、競艇がある。
- 22) たとえば、陸上競技は砲丸の重さやハードルの高さが男女で異なる。バレーボールはネットの高さが男女で異なる。
- 23) スキーのジャンプ競技は、2009年夏以降、風によりポイントを補正している。
- 24) 「ドーピングのないスポーツに参加するという競技者の基本的権利を保護し、もって世界中の競技者の健康、公平及び平等を促進する。ドーピングの検出、抑止及び予防に関して、国際及び国内レベルにおいて、調和と協調がとれた、実効性のあるアンチ・ドーピング・プログラムを確保する。」(世界アンチ・ドーピング規定〔2015年版〕)
- 25) 「アンパイアは語源的に“立場を異にする人”の意味を持っており、これは競技者でない者を指していると思われ、対戦する双方のチームの中から選ばれたか、またはいずれかのチームから依頼されたとも考えられる。これに対してレフェリーには“調停や審査を委託されている人”の意味があり、第3の立場にある競技・法律(ラグビーでは規則をLawという)に精通した中立を保持できる人物が選ばれたと思われる。」(野々村博ほか「スポーツにおけるグローバル化の現状」大阪経大論集55巻6号42頁)
- 26) 「この規則は、スポーツ競技又はその運営に関

して競技団体又はその機関が競技者等に対して行った決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について、その決定に不服がある競技者等（その決定の間接的な影響を受けるだけの者は除く。）が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立てに適用される。」（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構・スポーツ仲裁規則第2条1項本文）

- 27) 「この法律において「仲裁合意」とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断（以下「仲裁判断」という。）に服する旨の合意をいう。」（仲裁法第2条1項）。
- 28) フットボールにおいては、初期には審判はなく両チームの代表者が話し合いをして決めていた（中村敏雄『スポーツ・ルール学への序章』137頁（大修館書店1995年）。「両チームのキャプテンもしくは彼らが指名した2人の代理人がすべてのトラブルの唯一の調停者である」（ラグビー校のルール）、「（両チームから選ばれた）アンパイアの役割は、（それぞれ相手側のゴール・ラインのところで）ゴールの数を記録することとプレーヤーから提出された疑問について、自己の判断を示すことである」（ウィンチェスター校のルール）。
- 29) 「プレーを再開した後、主審が前半または後半（延長戦を含む）終了の合図をしてフィールドを離れた後、または、試合を終結させた後は、主審がその直前の決定が正しくないことに気づいても、または、その他の審判員の助言を受けたとしても、決定を変えることができない。」（サッカー競技規則第5条）、「審判員が、規則に反した裁定を下したにもかかわらず、アピール

もなく、定められた期間が過ぎてしまったあとでは、たとえ審判員が、その誤りに気づいても、その裁定を訂正することはできない」（野球規則9.02注2）

- 30) 「打者は、次の場合走者となり、アウトにされるおそれなく、安全に一塁が与えられる。」「(c) 捕手またはその他の野手が、打者を妨害（インターフェア）した場合。しかし、妨害にもかかわらずプレイが続けられたときには、攻撃側チームの監督は、そのプレイが終わってからただちに、妨害行為に対するペナルティの代わりに、そのプレイを生かす旨を球審に通告することができる。」（野球規則6.08）
- 31) 2010年のサッカーワールドカップで、ウルグアイのスアレス選手が、準々決勝のガーナ戦において、ガーナの選手のヘディングシュートをゴールラインぎりぎりのところで手を使って止めた。ガーナはその後のペナルティキックをミスし、結果的にウルグアイが勝って準決勝に進んだ。試合後スアレスは胴上げされ、祖国で賞賛された。試合後、ウルグアイの選手は次のようにコメントした。「不正だと言っている人がいることに少し失望した。そんなのはばかげた考えだと思う。あれば自分の身を犠牲にしてチームのためにやったことだ。これでチームのメンバーの人生が変わる。人口350万人の小さな国が、何十年かぶりで準決勝に進出するのを助けたのだ」。（前掲注11）『なぜスポーツ選手は不正に手を染めるのか』352頁）
- 32) 「もしその反則がなければトライが得られたであろうと思われる場合は、ペナルティトライを与えなければならない。」（ラグビー競技規則10.2(a)）

(2017年3月31日 受理)